

# 文教くらし委員会記録

開催日時 平成23年12月12日(月) 13:04~14:45

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

尾崎 充典 委員長

鍵田忠兵衛 副委員長

浅川 清仁 委員

森山 賀文 委員

宮本 次郎 委員

上田 悟 委員

安井 宏一 委員

山本 進章 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 4名

議 事

## (1) 議案の審査について

議第59号 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第7号)

(文教くらし委員会所管分)

議第62号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第72号 奈良県西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理者の指定について

(文教くらし委員会所管分)

議第73号 奈良県立樞原公苑(明日香庭球場)の指定管理者の指定について

## (2) その他

- ・「平成23年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(平成22年度対象)」について

## 〈会議の経過〉

○尾崎委員長 それでは、ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承お願いいたします。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明をお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 よろしくをお願いいたします。

平成23年11月定例県議会提出一般会計補正予算案のうち、くらし創造部景観・環境局に関連するものについてご説明をさせていただきます。「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の6ページをお願いいたします。

6ページ、その他でございます。給与等改定に伴う減額といたしまして、3億3,908万8,000円の減につきましては、一般職の給与改定に伴う減額でございます。そのうち、くらし創造部、景観・環境局分といたしましては460万円の減額を行うものでございます。

続きまして、8ページ、債務負担行為の補正でございますが、②指定管理者の指定に係る債務負担行為でございます。西奈良県民センター及び大淵池公園指定管理事業につきましてでございます。これにつきましては、くらし創造部で所管いたします西奈良県民センターと、まちづくり推進局で所管いたします大淵池公園の管理を一体的に指定管理者に行わせるため、平成24年度から平成26年度までの3年間で8,110万円、また次の明日香庭球場指定管理事業につきまして、同じく県立樫原公苑明日香庭球場の管理を指定管理者に行わせるため、これも平成24年度から平成26年度までの3年間で643万9,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。なお、西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理者の指定及び債務負担行為につきましては、建設委員会においてもご審議をいただいているところでございます。

くらし創造部、景観・環境局に関連する予算案の概要については以上でございます。

続きまして、文教くらし委員会資料（条例関係）の1ページをお願いしたいと存じます。

議第62号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてのうち、くらし創造部、景観・環境局所管の事務に関係するものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものでございますが、改正内容は大きく2点ございます。

まず1点目は、要旨1にもございますとおり、既に本条例によりまして県から市町村へ権限移譲されている事務につきまして、法律上の権限が県から市、または中核市であります奈良市に移るため、規定の整備を行うものでございます。当部所管といたしましては、墓地等の経営許可等についての、奈良市以外の市への権限移譲等につきまして6項目の事務についての規定整備を行うものでございます。

2つ目は、要旨2にもございますとおり、市町村と協議の上、本条例で新たに市町村に権限移譲し、それにより市町村が処理することとなる事務の追加でございます。当部局所管といたしましては、浄化槽法に基づく浄化槽の設置の届け出の受理等に係る知事の権限に属する事務を、生駒市、曽爾村、御杖村に権限移譲を行うものでございます。

くらし創造部、景観・環境局所管につきましては、いずれも平成24年4月1日から施行するものでございます。

条例についての説明は以上でございます。

続きまして、指定管理者の指定についての議案のご説明をさせていただきます。「平成23年一般会計補正予算案その他」の127ページをお願いしたいと思います。

議第72号及び議第73号でございますが、先ほど債務負担行為の補正でご説明をさせていただきました西奈良県民センター及び大淵池公園並びに県立樫原公苑明日香庭球場を管理する指定管理者の指定について、それぞれ議決をお願いするものでございます。西奈良県民センター及び大淵池公園の指定の相手方は、青垣協同組合グループでございます。また、明日香庭球場の指定の相手方は、有限会社ハードボールテニスでございます。指定期間はともに平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の指定でございます。

くらし創造部、景観・環境局に関連する予算案の概要については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○尾崎委員長 ただいま傍聴の申し入れがありました4名の皆さんを許可することとして

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

20名を限度にすることもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○富岡教育長 教育委員会所管の一般会計補正予算案についてご説明申し上げます。

「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の3ページをお願いいたします。紀伊半島大水害からの復旧、復興に向けた取り組みで、文化財の被害対策でございます。これは今回の紀伊半島大水害による十津川村の重要文化財、玉置神社社務所の銅板吹き屋根の破損や、吉野町の金峯山寺本堂の檜皮ぶき一部欠損などの被害に対し、復旧に要する経費で、所要の補助を行うものでございます。

6ページ、その他、給与等改定に伴う減額でございます。3億3,908万8,000円のうち、教育委員会に係るものは1億7,797万3,000円でございます。これは、人事委員会勧告に伴う特別職の報酬改定及び一般職の給与改定による減額でございます。

以上が教育委員会所管の補正予算案の概要であります。

続きまして、「平成23年度一般会計補正予算案その他」の118ページをお願いいたします。議第66号の奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、ことしの台風12号により被災した者等の生活再建に資する措置を迅速に講ずるため、入学考査料、入学料等を減免または還付するもので、県立大学等を含む県立学校全般にかかわることから、地域振興部の扱いとなっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 ただいまの説明について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を予定しております。

○宮本委員 ただいまの説明の中で、特に指定管理の問題についてお聞きしたいのですが、指定管理の現場で働く労働者の賃金の実態です。全国的には最低賃金は上回っているのだけれども、県や公共機関が発注する仕事としては十分な賃金が保障されているのかどうかということで、官製ワーキングプアということがよくニュースになっています。そういう点で、今回この指定管理の現場で働く労働者の賃金の実態をどう把握されているのか、適正に設定されているのかどうか、お聞きしたいということと、それから、もう1点は委託料ですが、前回、3年前のときと比べてふえているのか減っているのか、どれぐらいの差なのかを明らかにしていただきたいと思っております。

○上山協働推進課長 宮本委員のご質問にお答えいたします。

今回、平成18年度より開始しておりました指定管理につきまして、平成23年度をもちまして2回目の指定管理の期間が過ぎるため、3回目となります指定管理の指定を行おうとしているところでございます。この間、利用率の向上なり、収入の増加等もございまして、利用者の満足度の向上もあるところから、引き続き青垣協同組合のグループにお願いしたいと思っておりますが、委員お尋ねの雇用者の賃金については、資料を持ち合わせておりませんが、適正な金額であると認識してございます。

それで、あわせて指定管理の金額でございすけれども、今回の予定金額として平成24年度から平成26年度3年間で8,110万円を予定してございますが、この金額につきましては、若干の増額をしているところでございまして、減少してございません。また後ほど正確な数字をお伝えいたします。

○吉田スポーツ振興課長 明日香庭球場の指定管理の件につきまして、ご説明いたします。

明日香庭球場の指定管理につきましても、今回は議案に提出のとおり有限会社ハードボールテニスにお願いすることとしておりまして、その内容等についても、詳細な数字は持ち合わせていないのですけれども、賃金についても適正に処理されているものと認識しております。

指定管理の委託料でございす。平成21年から平成23年度まで3年間で316万円でございます。平成24年度からお願いしておりますのが643万9,000円でございます。

以上でございます。

○宮本委員 明日香庭球場の指定管理の費用の件ですが、前々回が恐らく700万円程度だったと思うのです。前回は316万円、今回643万円と。この増減の原因は何によるものですか。

○吉田スポーツ振興課長 ご指摘のあった件でございすけれども、当然明日香庭球場の整備もしておりますので、その利用率でありますとか、稼働率でありますとか、そういう利用状況等を勘案いたしまして、適正な算定をしているところでございす。

以上でございます。

○上山協働推進課長 先ほど答弁が漏れましたが、前3回の3年間の指定管理料は8,026万2,000円となりまして、今回8,110万円、前回より83万8,000円の増となっております。

○尾崎委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、これをもって付託議案についての質疑を終わります。

続いて、採決に当たり、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○宮本委員 日本共産党としての賛否の意見を述べさせていただきます。

まず最初に、議第59号についてですが、これは先ほど説明がありましたように、職員の給与の引き下げを含むものです。昨今の経済状況でいいますと、内需を温めるということが大切だと言われる中で、公務員の給与を引き下げるということは、民間の賃金水準にも大きな影響を及ぼすということで、賛成できないという点がありますので、議第59号については、そういう理由で反対とさせていただきます。

そのほかの議案につきましては賛成ですが、指定管理の問題につきましては、適正に現場で働く人の給与が保障されるということと、あわせてこの施設を利用する人の利用が促進されるようにとの意見を申し上げまして、残りの3議案については賛成とさせていただきます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかにございませんでしょうか。

○安井委員 検討の余地がありませんので、自由民主党としては賛成です。

○尾崎委員長 議第59号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決したいと思います。

議第59号中、当委員会所管分を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数でございます。よって、議第59号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、簡易採決により行いたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第62号中、当委員会所管分、議第72号中、当委員会所管分、議第73号については、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。

よって、議第62号中、当委員会所管分、議第72号中、当委員会所管分、議第73号は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入りますが、初めにお手元に配付のとおり、陳情3件が提出されていますので、ご了承願います。

続いて、平成23年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、教育長から報告をお願いします。

○富岡教育長 過日、県議会議長に提出し、議員の皆さんにお配りをいたしました県教育委員会の点検・評価報告書について、ご説明いたします。

教育委員会では、平成20年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づきまして、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行っているところであります。今年度も、昨年度の事務の管理及び執行の状況について点検・評価作業を行い、この報告書を作成したところでございます。説明させていただきます。

2ページ、点検・評価の実施に際しまして、外部の有識者の知見を活用することが義務づけられておりますので、表にあるとおり大学教授など6名の委員による教育評価支援委員会を設置して、そのご意見などを参考に点検・評価を行っているところでございます。また、概要として点検・評価の目的、実施経過等を記載しております。

3ページ、平成22年度における県教育委員会の活動状況として、年間19回にわたった定例教育委員会の審議等の内容を記載しております。

4ページ、教育委員の研修状況等の活動状況をお示ししました。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握するため、県内5校、1施設、また本県の教育施策の参考とするため、特色ある県外3校、3施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。なお、教育委員会の会議内容につきましては、会議録として教育委員会のホームページに掲載しております。

5ページ、ここからは平成22年度に取り組んだ教育施策の点検・評価について記載しております。施策の体系の表に示しているとおり、教育委員会が実施した施策を学習意欲を向上させる事業、指導の実施をはじめとする15施策に分類し、それぞれを評価単位

として点検・評価を実施いたしました。

6ページから33ページには、15施策について点検・評価をした内容を、それぞれ見開き2ページの点検・評価にまとめ、掲載しております。各シートでは、施策の目標、目標の現状、平成22年度の取り組み状況の評価と今後の主な取り組みを示しています。施策評価に当たっては、全国比較等から目標の状況を明らかにするとともに、各事業の生活指標等の経年の動きによって評価し、今後の主な取り組みとして、次年度の取り組みを掲載、記載しております。

34ページと35ページには、教育に関し学識経験の有する方で組織した教育評価支援委員会、先ほどの教育評価支援委員会の6人の委員からの点検・評価に対する意見を記載しております。委員からは、幼児の基本的な生活習慣等の定着に対する評価や、生活指標等の設定上の工夫の必要性などのご意見をいただきました。いただいたご意見を参考にさらに客観的な点検・評価の実施に努めるなど、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えています。

なお、この報告書につきましては、速やかに県教育委員会のホームページに掲載し、公表いたします。

また、各市町村教育委員会へこの報告書を文書で送付するとともに各学校にもお知らせします。県民お役立ち情報コーナー7カ所にも設置することにしております。

以上でございます。

○尾崎委員長 次に、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みについて報告したいとの申し出がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に報告を願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みについてご説明をさせていただきます。

奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みの資料をお願いいたします。

これは、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部においてまとめたものでございます。できるだけ簡単に説明させていただきたいと存じます。

1ページには、今回の紀伊半島大水害の特徴を、2ページには被害状況、3ページには復旧・復興の基本的な考え方、4ページには復旧・復興計画の位置づけを記載をしております。詳細なご説明は割愛をさせていただきますが、5ページ、復旧・復興に向けた主な取組経緯の1、主な取組について記載をしております。この中で、10月7日に知事を



本部長とする復旧・復興推進本部を設置するとともに、10月17日には復旧・復興計画策定チームを発足させました。これは今回の復旧・復興計画の策定に当たって、検討が必要となるインフラの応急復旧、避難者、被災者の方の支援、生業・産業の支援などにはいろいろな分野の連携が必要となってくることから、部局長をキャプテンとしながら部局横断的なチームに分けて検討するものでございます。

6ページ、復旧・復興計画策定チームの業務、キャプテン、チーム構成を記載しております。18ページから30ページに各チームの検討状況といたしまして、方向性及びこれまでの取り組みを記載しております。

くらし創造部、景観・環境局に関連する方向性、取り組みといたしましては、19ページでございます。被災地域の迅速な立ち直り・回復、道路等の応急復旧、土砂ダム対策、災害廃棄物の処理についてでございます。④災害廃棄物の処理についてでございますが、台風被害に伴う倒壊、浸水家屋の瓦れきや大型ごみ等の産業廃棄物の発注について、五條市、黒滝村等、5市村から報告を受け、災害発生後、速やかに被災していない市町村に支援可能な内容を照会し、協力を求めるとともに、災害時協力協定に基づき、県産業廃棄物協会を初め関係団体に協力依頼し、被災市町村からの支援要請に備えました。五條市、天川村から県に広域的支援の要請がありまして、産業廃棄物協会及び市町村の協力を得て支援を行ったところでございます。他の黒滝村、野迫川村、十津川村につきまして、それぞれの村において単独で処理をされております。5市村とも大規模な土砂崩れ等に伴う流木等の廃棄物の処理ができておりませんが、それ以外の家屋、家財等の災害廃棄物の処理はおおむね完了したところでございます。これまでに処理された災害廃棄物は約1,200トンでございます。これに係る補助金等について国に格別の支援を要望しているところでございます。

なお、ダムに漂着の大量の流木につきましては、電源開発、関西電力のダム管理者により処理されることとなっており、既に着手されております。また、土砂崩れによる流木は災害復旧工事等による処理で一部着手されております。

20ページ、避難者・被災者支援の方向性でございます。災害ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを養成するとともに、ボランティア間でネットワークを構築し、災害時支援対策の対応を迅速化してまいりたいと考えております。

21ページの③ボランティアによる支援といたしまして、9月7日に奈良県災害ボランティア本部を奈良県総合ボランティアセンター内に設置し、9月9日から13日にかけて

天川村へ延べ606名のボランティア派遣を実施いたしました。

次に、22ページ、(3) 生業・産業支援、中小企業等の事業再建と復興に向けた支援を行うというタイトルでございまして、被害を受けた旅館や浴場等の温泉施設に対しましても、台風12号災害復旧対策資金等の融資制度を創設しておるところでございます。

次に、26ページの2、地域の再生・再興の(3) 産業・雇用の創造、②地域産業の振興でございます。9月補正で予算計上させていただきました森林資源活用調査事業において、復旧、復興を契機に地域の強みである森林資源の循環活用による新たな地域おこしとして市町村や県農林部、関係機関と連携しながら調査、検討を実施していきたいと考えております。具体的には、県南部地域における木質資源量を推計するとともに、先進事例なども参考にしながら、地域の特性にマッチするような木質資源循環型の企業モデルを提案し、事業化につなげていきたいと考えております。また、本事業の取り組みを通して、森林環境の保全、循環型社会の推進を図るとともに、産業振興、雇用創出による地域活性化に資することを目的としております。

28ページ、(4) 暮らしづくりでございます。復興のために活動する地域住民NPO等の各種団体が地域課題の解決について話し合う場の場づくりの支援を行ってまいります。

くらし創造部景観・環境局の関連部分につきましては以上でございます。

○富岡教育長 続きまして、教育委員会関連部分を説明いたします。

同じ資料の27ページ、ここには2の地域の再生・再興、(3)の産業・雇用の創造の観光関連施策の方向性が記載されています。教育委員会が関連しますのは、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する文化財が、今回の紀伊半島大水害で被災したことから、その復旧に努めてまいります。

続いて、28ページ、(4) 暮らしづくりの方向性、へき地が直面する教育上の諸課題を改善し、僻地教育の充実を図るとともに、被災地児童生徒への心のケアのためのスクールカウンセラーの配置等、記載の施策を行ってまいります。

最後に30ページ、3、安全・安心への備えの(3) 記録の整備、次世代への継承の方向性の中の、防災教育についてであります。このたびの紀伊半島大水害の教訓を風化させることなく、次世代へ継承するため各学校における防災教育の中で展開していく必要があり、その推進を図ってまいります。

以上でございます。

○尾崎委員長 次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から、奈良マラソンの開催につい

てほか1件の報告を行いたい申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 報告事項として奈良マラソン、今冬の節電対策についてご説明をさせていただきたいと存じます。

奈良マラソンの資料1、2とつけてございますが、2枚目をごらんいただきたいと存じます。

これは、昨日、好天のもと奈良マラソンを開催させていただきまして、その結果速報を記載させていただきました。全国から約1万5,500人のランナーの参加をいただきまして、盛大に行うことができました。また、地域の住民の方を初め、多くの関係の皆様のご協力を得て、沿道においても問題も生じませず、終えることができました。競技結果につきましては、記載のとおりでございます。フルマラソンの男子、女子の成績を記載をさせていただいております。奈良マラソンに参加されたランナーからも大変よかった、来年もぜひ参加したいとの声も聞かせていただきましたので、そのようなマラソンになるように今後も努めてまいりたいと思っております。

それから、3枚目でございますが、今冬の節電対策についてでございます。この夏から節電に取り組んでまいったところでございますが、この冬におきましても、電力需要が厳しい見込みでございます。県下一体となった節電対策に取り組む必要がございます。11月8日に開催されました第4回節電協議会で、以下のとおり、夏と同様、県下一体となった節電に取り組んでいくことをお決めいただきました。取り組みの内容としてでございますが、特徴的なところを含めて申しますと、期間は12月19日、月曜日から3月23日の金曜日まででございます。年末年始を除く平日ということになっておりまして、時間帯が9時から21時、夏に比べまして、夏は午後1時から午後4時でございましたが、それに比べましてピークが非常に長うございます。これが今冬の節電の特徴かと思えます。特に、一般家庭における節電のウェイトが非常に高くなってまいります。そういうことで、節電メニューの提案ということで、一般家庭の節電対策でエアコンの設定温度20度、冷蔵庫の設定温度と細かく書いてございますが、こういう細かい取り組みが大事になってまいります。ということで、ご承知おきいただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

○尾崎委員長 ご苦労さんでした。

それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質疑があれば発言願います。

○和田委員 私の方から質問をさせていただきます。

まず、今、奈良マラソンの開催にかかわる結果を報告いただきました。冬の名物となりました奈良マラソン、今回も好天に恵まれて、本当に成功いたしました。県行政の取り組みに敬意を表したいと思っております。そうして、奈良マラソンについての魅力をアップさせるという意味合いで、例えばきょう車を走らせておりました、ラジオを聞いておりましたと、奈良マラソンのことが紹介されました。ラジオのその番組を担っている方が10キロメートルを走ったが、奈良公園一帯をぐるっと1周して、それはすばらしい秋の景色を満喫したと、改めて見直したと、こういう話が紹介されておりました。多くの方の意見も紹介しておりました、10キロメートルコースはどんなのかと、42.195キロメートルを走った方は、途中でリタイアいただく方もいらっしゃるけれども、起伏が激しくて、初心者で42.195キロメートル、平たんな道だったら走れるつもりでおるけれども、ここはきつかったというような紹介をされておりました。マラソンでいい成績を上げるという選手の皆さんもいらっしゃいますが、こうして奈良を満喫していくという意味合いでマラソンに参加する方もいらっしゃいますので、奈良マラソンについてはもっとこの魅力をアップできるように、宣伝をしていただければいいのではないかと思います。これは私の感想でございます、いよいよ本題の質問に移ります。

まず1点目、人権施策に関わってくらし創造部に質問をさせていただきます。一般質問で県行政としての姿勢をくらし創造部長から答弁いただきました。これは非常に大変だと、もう一度気持ちを切りかえてしっかりと取り組んでいかなければならない、このような真摯な決意をお伺いいたしました。本当に、くらし創造部長のお心、うれしく思っておるし、しっかりと今後推進していただきたい。その中で、人権施策課については、特にリーダーシップを発揮してもらわなければならないと、このようなことを口にされております。そうしますと、人権施策課がリーダーシップを発揮するための枠組み、業務内容、そして全庁的な位置づけを要請いたしました。各部局、課が人権施策課とどのように連携をしていくのか。こういうことはこれから大切なことでございます。そこで人権施策課の機能と役割を強化するため、業務内容をもう一度具体的に整理する必要があるのではないかと。そうしてまた、各部局、課も、例えば障害福祉課が仕事を行うとするならば、障害者問題ということで問題が出てくるならば、これは人権施策課と相談し合う。あるいは女性問題でDVの問題が起きるならば、DVを担当する健康福祉部がこの人権施策課に相談をしていく。そういう意味で、この人権施策課の機能と役割、リーダーシップを具体的に確保するための対策というものを考えていく必要があるのではないかと。

また、総務部では広報広聴課を抱えております。本来ならば、広報広聴課の職員の対応窓口は、この管轄する総務部にあるわけですが、あえてくらし創造部長が最終的なところは人権行政を預かる私のところだということで答弁されましたが、総務部でも広報広聴課などが、まず人権施策課と連携をしながらこれからの窓口業務をしていただかななくてはならないだろうと思うわけです。

そういうことで、くらし創造部長には、人権施策課がリーダーシップを発揮していくような、今後の仕掛け、取り組みをどのように考えていらっしゃるのか、その点についてお尋ねしたい、これが1点目でございます。

次に、私の地元であります桜井市下に聖林寺というお寺がございます。この聖林寺は国宝十一面観音像を安置いたしておりまして、これを保管、保存し、そして、なおかつすばらしいこの十一面観音像を日本の国民の皆さんに、あるいは海外の人たちにもお見せしようということで、管理者となって、これを観覧に供しております。このようなすばらしい、まさに国の宝であります、本来この国の宝というものは、日本の歴史と伝統の凝縮された文化財です。したがって、そこには日本の我々の生きてきたあかしの尊厳というものが、まずあるはずだと思います。まずこの尊厳を大切にしなければならない。

2点目は、これを見ていただく。見ていただいて、じっくりとこの日本の歴史と文化を考え直していただく。そして、その受けとめた気持ちを文化芸術活動として、これからも生かしていくように、創造へと向かうそういう、役割をこの国宝は果たしているものと思います。

さらには、当然のことではありますが、我々一般客にしてもこれを眺めながら、こんなものがあつたのだとかいろんな意味合いで、いわば生涯学習の場としてのすばらしい文化財があると思うわけです。ところが、このようなすばらしい役割を果たす十一面観音像を保存している聖林寺が、悪臭が漂ってもう大変困っています。ということで景観・環境保全センターへしきりに連絡をとられております。このことについては、後ろに産業廃棄物処分場があるし、またかつて7～8年ほど前には県として調査を行いました。そのときに悪臭は確かに存在しておると確認しておりますが、いまだにあります。これについて、廃棄物対策課は市あるいはその他の関係者と連携を強めながら、この対策を何とかしなければならないということで必死の努力をしていただいております。これはこれとして評価をいたすわけです。しかし、においを発しているのが、単に今までは住民ということでいろいろと問題を取り上げてまいりましたけれども、今やこの国宝そのものの観賞、文化芸術活

動の創造を妨害する、あるいは一般観光客を、拝観者を、ああ臭いな、もうあんなところに近寄らないというようにして、見に行かせない、このような状況になってきております。このことについては、やはり問題の根となっているのは、産業廃棄物処分場ではあるけれども、そして景観・環境局でしっかりと取り組んでくれてはいるけれども、文化財保護の立場から何か一言申すことはないのか、文化行政から何か一言申すことはないのか。廃棄物対策課と連携をしながら、行動を起こすことはないのか。このようなことを教育委員会に問題提起したいと思っております。

もちろん教育委員会にそのように問題提起したからといって、景観・環境局、廃棄物対策課には関係ないわと言うけれども、実は残念ながら、この問題が生じているのは廃棄物対策課がしっかりと根元を押さえておらないからでございます。そういう意味で、知らぬ存ぜぬではないけれども、しかしこのたびの場合は、文化財の立場、文化価値を生み出していく立場から、どうこれにかかわるのかかかわらないのか、かかわる必要がないのか、一つご見解をお示しいただきたいと思うわけです。

それから、もう一つは、今度は子どもの成長、発達にかかわる問題でございます。これはまだ議会において議論が活発にされているという印象がございませんので、勉強不足ならばおしかりをいただくことになると思いますが、私の認識で少なくとも食育という問題は余り議論されていなかったように思います。食育というものが今日非常に問題にされてきております。心と体のバランスをとるためには、何といたっても食育で子どもの成長、発達を守っていかなければならないと、このようなことが言われるわけでございます。特に、これは科学的論拠などはあるのかないのかわかりませんが、今のところあるということはまだ聞いておりません。非常に多動性であるとか、キレるとか短気であるとか、いろいろなことが言われているけれども、これは添加物のことや、でき合いのものを買って、それで体を非常に壊していく、高血圧になりやすい。また集中力を欠いてくる。そんなことで、子どもの成長、発達については大変重要な問題であろう。その問題についての背景、今日どのようにとらえられ、食育ということが話題、関心を呼んでいるこの背景は一体何なのか。そしてまた食育というものに取り組むという教育委員会としての作業は進んでいるのかどうなのか、この辺についてお尋ねいたしたいと思っております。

以上でございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 和田委員の1点目の人権施策のご質問でございます。

ご答弁でも述べさせていただきましたけれども、人権政策課が人権のよりどころとなりましてリーダーシップを発揮すると。それで全庁的にそれを発信していくということを、もう一度その業務の重要さというものをしっかりと受け止めたいと考えております。そのために研さんを積みましてという答弁をさせていただきましたけれども、その内容としますところは、県民相談も含めて障害者あるいは女性、保育の問題、それから住宅、あるいは不動産と、大きいのは特に市町村財政に関しますことも含めて、他部あるいは他課の仕事の深いところまでも内容について勉強していきたいと考えております。

それは、職員の資質を高めるということをしていかなければならないわけですが、答弁でもお答えしましたように、人権施策推進本部を関係課でつくってございまして、早急にその構成課とともにそれぞれが抱えます課題を共有をさせていただいて、そこでそれぞれに関連します人権問題についてしっかりした討論をしていきたいと思っております。課題をお互いに共有することから、もう一度取り組みの見直しをしていきたいと考えておるところでございます。これは人権政策課長に取り組みを指示しているところでございます。

以上、現時点ではそういう取り組みに着手したいと思っております。以上でございます。

**○石川文化財保存課長** 文化財保護の面から臭気対策をどのように考えているのかとご質問いただきました。

ご質問ございました聖林寺につきましては、昭和26年6月に国宝の指定を受けております十一面観音菩薩像が祭られております。十一面観音は昭和33年に鉄筋コンクリートづくりの収蔵庫をつくられ、現在一般の方々に公開されるという形でお祭りされておられます。また、収蔵庫ではガラスケースに覆う形で展示されておられますので、一般的に公開されておられるよりは幾分臭気に対する影響は少ないと考えております。

ただ、文化財の保存にかかわります温度なり湿度の変化につきましては、これまでいろいろ研究されておりますけれども、臭気につきまして好ましいものではないとは思いますが、これまで研究等させていただいておりませんので、その関連で研究させていただければと考えております。

以上でございます。

**○柴田保健体育課長** 食育についてのお尋ねでございます。

平成17年7月に施行されました食育基本法におきましては、食育とは生きるための基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきもの、またさまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を

育てることと、このようになっております。

県教育委員会といたしましては、学校において生涯を通じた健康づくりの観点に立って、子どもたちが正しい食育のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通してみずからの健康管理ができるようにすることといったようなことを目標に、例えば学校給食そのものを生きた教材として活用した食育を進めているところでございます。

また、食育に関する充実につきましては、生きる力の基礎となる健康と体力をはぐくむほか、食文化の継承でありますとか社会性の涵養、こういったものにつきましても目標としておるところでございます。

食育を推進するためには、食育推進の体制を各学校で整備し、学校教育活動全般で取り組む必要がございます。そのため、市町村教育委員会、学校において食育推進の体制を整備していただくように働きかけ、すべての園、学校において食育推進体制を整え、現在食育の推進を図っていただいております。

また、県教育委員会としましては、これまでに食育DVD教材の資料集を作成したり、あるいは楽しい食教育の手引き、あるいは食に関する指導の手引き等を作成し配付するとともに、その活用を促しております。

以上でございます。

○和田委員　くらし創造部長から答弁をいただきました。一からの出発で頑張る、このような趣旨の発言であったと受けとめております。決意は重要ですが、今後とも人権施策課の業務内容、これを見直し、整理をして、そして機能、役割を強めていくということが重要ではないかと思うわけですので、私の申し上げていることは絶対正しいとは申し上げませんが、一つの考えているものとして受けとめていただき、検討をしていただきたいと思います。要望しておきます。

それから、2点目の文化財の関係です。例えば、今、答弁いただきましたが、これは臭気というものは検討課題になりますとおっしゃいました。きょうのこの質問では、それですといたします。

問題は、例えば世界遺産はなぜ世界遺産としてこれほど大切に、そして観光の売りとしてここまで取り組んでおるのか。それは日本のすばらしい原風景、日本の歴史、文化、これを皆さんに知ってもらおう、ここを歩いてもらって、ああ日本というところはいいなあ、恐らくそういうことを目指しての世界遺産だろうと。これだけに尽きませんよ、いろいろありますから。そうなれば、この国宝とて同じこと。国宝を守るというだけではなくて、



この国宝を通じて、日本の歴史と文化を発信しなくてはならないわけです。その対象は人なのです。来訪者であり、文化人であり、芸術創造活動をやっている方たちが対象なのです。一般参加者もちろん来ます。だから、この国宝というものは人との関係でどうなのか。国宝そのものの物質を扱うだけではない。人との関係でどう扱う、どう見ていくのかということが大切なのです。ましてや観光立県だと言っている中で、この国宝の環境を見れば、殺伐とした環境であったり、掘っ立て小屋のようなものがたくさんあったりしたらどうなりますか。景観が悪ければどうして制作活動が生まれるのか。すばらしい環境があるようなことで、はじめてこの文化行政、国宝の意義があると思います。国宝を守る環境というものが大切だ。

ただし、文化財保護法には、そのものを守ることが言われておるだけのことなので、悪臭などによる対人間との関係は昭和26年当時の話だから、法律制定のときにはそんなことは考慮に入れられなかった、時代おくれではないかと思うぐらいの法律です。今日的な環境のもとで文化財行政はどうあるべきなのか。第一に人との関係でその問題を組み立てていってもらわなければならない。これはほかにもあります。産業廃棄物処分場をつくったときには古墳がつぶされていく、そんな場合もあります。水が汚されていく、木々が枯れていく、一体これで、このすばらしい奈良県の環境がどうなるのかという問題も出てくるのです。ですから、その点で検討課題ということはわかりますが、一つその方面からの問題提起をきょうは初めて提起いたしました。よく廃棄物対策課と協議、連携をしながら、文化財行政というもののあり方、環境問題とのかかわりでどうなのかということの一つこれから宿題として掘り下げていただきたい。このことを要望いたしておきます。

次、3点目、食育の問題でございますが、保健体育課長の答弁では、食生活の基本的な習慣をつくって、健康と体力を維持すると。認識の仕方が悪いのかもわからないけれども、社会性を養うとおっしゃったわけ、社会性の涵養。食育というものは心と体のバランスを育てていくために必要だと思っています。みんなと食卓を囲んで毎日食べる、そのことは今の時代は難しくなっているのは残念だけれども、そういうふうにして、みんなで一家団らんで、晚でも一緒に食べていく、しかもお母さんの手づくり料理で本当に心のこもったものを食べる。みそ汁でもおいしいなあ、そういうものを食べる。お父さんがつくるものを食べる。その後ろ姿を見てみんなお互いに助け合って生きていかなければならない、こういうことも含めて、子どもの心の成長を促すものになるのではないか。心と健康のバランスということで、大変これは重要だから、心ということをもっと対等のレベルの

ところまで引き上げての強調をしていただく必要があるのではないかと思います。

ですから、食育はおろそかにしてはいけません。ましてや、今、学校給食でいろいろなやり方がありますが、病院給食でもあのようにしてぬくぬくのを食べていただきますよう、冷めたものはだめだといって努力、改善されているわけです。この給食に並ぶ素材も、体の中にいろいろな化学物質がたまるような、あるいは発がん物質とかにやがてはなるかもわからないようなものを飲み込んでしまって、体内にためてしまう、そんなことの起こらないように、できることならば、私はそれが正しいとは言いませんから、有機的な野菜であるとか、そういうものがどんどん使われていいのではないかと、あるいは地材地消、このことと結びついてやらなければいけないのではないかと、このように思っております。そういうような思いを皆さん方にお伝えしながら、関係する課では協議、検討をしていただきたい、こういうことを要望して終わります。

○森山委員 私からは、景観・環境局に1問だけ質問をさせていただきたいと思います。

何度かこれまで質問をさせていただいておりますけれども、樞原市内の一つのトラブルになっている小型焼却炉の問題です。この問題は、内容はもう担当部署はご承知いただいていると思いますけれども、住宅のすぐ横、もとの高田東高校のグラウンドの南側になりますけれども、そこで法律条例はクリアしている小型焼却炉が建設されて使用されたということで、隣に住んでおられる方を含めて、地域の方に非常に不安を与えているという問題でした。何度か燃やしているものが本当に問題がないものなのかとかということ、いろんな心配を抱えて、その中身の詳細を知らせてほしいというような強い思いも持たれていましたけれども、なかなか実態がわからないような状態で進んできておりました。何かこれは問題があるのではないかと、その証拠がないためにずっと進んできましたけれども、その焼却炉を使用していた業者の関係者が現行犯で逮捕された、警察が出入りして現行犯で逮捕されたということが2～3週間前におきました。

それからちょうど今回定例会に入って、先週、代表質問が行われているぐらいの時期に、その逮捕されたことによる第1回目の公判があって即日に結審をされて、次の2回目が12月20日に判決言い渡しが行われるというような状態になっていると聞いています。地域の方もいろんな心配を抱えている中で、もう少し県のパトロールをもっと踏み込んでほしいというような強い思いを持ってもおられました。今回は、警察が現行犯で逮捕したということで、では行政は今まで協力してくれていたのかという見えにくい部分がありましたけれども、今回逮捕されたことで、私も聞いてみますと、警察と環境保全パトロー

ルは常に連絡をとりもって、現状がどのような状態にあるのかということを経験交換は密にとっておられたようで、なかなか目に見えないところでは県の関係の方も非常に汗をかいていただいていたということもよくわかってきましたが、そういうのが今回の逮捕につながったと思います。

それで、12月20日にならないと答えは出ませんが、これが有罪だということの結果が出たら、あそこの焼却炉というのは今後使用できなくなるのか、どういふようになるのかという、そのあたりのことをお聞かせいただきたいと思ひます。

○福谷景観・環境局次長 森山委員のご質問にお答えをいたします。

檜原市内でそういう事案があったということは、我々も十分認識しているところでございます。当該業者につきましては、廃棄物処理法上の許可及び建設業法上の許可、それと焼却炉の届け出という形の処理はなされております。

委員お述べのように、一定有罪となられた場合にはどうなるのかということでございますが、まず1点目、廃棄物処理法上につきましては、罰金刑以上の刑が確定をいたしますと、廃掃法に基づく許可は取り消すということになります。それと、所管外にはなるのですが、県土木部に確認しております内容から言ひますと、建設業の許可については、禁錮刑以上の刑が確定した場合は、これも取り消すという状況になります。最後、3点目の小型焼却炉ですけれども、これは設置については、これも委員ご承知のように許可を要するものではなく届け出という形で処理をされているものでございます。したがって、今回のことで行政処分の対象という形ではなりません。つまり、その届け出自身を消すというところまではできないというのが結論でございます。

ただ、先ほど説明を申し上げましたように、廃棄物処理法並びに建設業法の許可が取り消しとなれば、当然事業所が取り扱うことができるものについてはかなり限定的になってしまうという状況になると考えております。県といたしましても、このような状況に十分留意をしつつ、引き続き現場の状況については注視をしていかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○森山委員 どうもありがとうございました。

12月20日の判決がちゃんと出てからの話になるのはわかっていますけれども、多分こういう事案では有罪の確率が高いと思ひて、地元の方もようやくこれを一つのきっかけにして、その炉の移転というか、炉も使わなくなるような方向が固まっていくなかとい

うことで期待もされているところがあると思います。判決が出たら、また地域の方もそれによってどういうように、この炉が進んでいくのかということに非常に関心を持って見ていかれる一つの節目になると思いますので、また、その説明を地域で行ってほしいというような声が上がったときには、わかりやすくまたお答えいただきたいと思います。それをお願いいたしまして終わります。

**○安井委員** 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の中でもうたわれておりますように、先般、奈良県地域教育力サミットが14人のメンバーで開かれたということですが、この教育力の中には、学習意欲、体力、規範意識の向上を目指しておるということ。子どもたちの学校における学習意欲や家庭における生活習慣等の改善といった課題は積年ずっとあると思うのです。従来から取り組んでおられるように、地域と連携するということで、子どもたちが心豊かで健やかにはぐくまれる仕組みづくりをするということ、そしてまた地域の人々の教育への意欲、関心を高めて地域の教育力の向上を目指すということをして、子どもたちの生活、そして子どもたちを取り巻く安心、安全な環境づくりといったものが、従来からこの地域づくりという形で、地域との連携促進という形で取り組まれてきたことであります。それによってさまざまな効果も上げられておると思うのですが、新たに今度開かれました地域教育力サミットでは、地域の方々と連携し、さまざまな意見を集約した形のサミットだと思うのですが、地域の連携促進以上に、何か新たなねらいというのがあるのか。その点、特に注視すべきことがありましたら、お答えいただきたいと思います。

**○富岡教育長** 学校、子どもたちの状況というのは、いろんなところでお話ししていますように、学力はあっても勉強が余り好きではない、規範意識や社会性にちょっと欠ける、それから体力とか基本的な生活習慣が身についていない、こういう問題につきましては、実は家庭や地域にも、いわゆる家庭の教育力、地域の教育力という観点も見逃せないだろうと、学校教育だけではしんどい部分もある。そういうところで、地域、つまりコミュニティー側からもその課題、問題というのはお持ちではないのかなど。我々としては、それを家庭や地域の関連の方々に訴えたい。それで地域教育力サミットを開催いたしました。

ですから、PTAの方、それからもちろん学校の小・中・高の校長会の会長とか、例えば大学の先生とか、それは私学の大学であったり国立の大学の先生とかに入っている。それから工業界、産業界、地域には必ず学校も、家庭もありますけれども、産業だってあるわけですから、そういう方々もみんな入っていただいて、地域の教育力、子ど

もたちのそういう部分がなくなってきていないのか、そこをしっかりとご議論願うと。ですから決定する場所ではなくて議論していただくと、それらの議論の中から我々が見落とししていた部分も出てくるだろうと思っています。もちろん、市町村教育委員会のそれぞれの代表にも入っていただいております。活発にご議論していただいて、参考になるようなものがありました。ただ、皆さんお忙しい方なので、そう頻繁にはできませんので、先生方こちらからアンケート的なものを出して、そしてまたそういう形でもお考えを集約していきたいと。それを施策に生かしていきたいと思っていますところです。

ですから、本当にそれぞれのお立場からいろんなご意見いただきますので、これから地域と家庭と、どう学校の先生方と、また教育委員会と、地域の教育委員会とマッチングしていくのか、あわせていくのか、連携してやれることはないのか、そんなことを探していきたいと思っていますところです。

○安井委員 これは知事もお入りになった会議ですか。

○富岡教育長 知事を議長にして。

○安井委員 そういう意味では、従来から教育委員会あるいはPTAの方々とか、教育にまつわる方々が地域づくりの会合を重ねてこられていました。しかし、さらにこれをスキルアップするというのですか、工業界から入られたとか、知事も入られたということで、かつてない立場の方々がお入りになっておるといことです。教育委員会がかねてから課題となっております、先ほど申し上げたその課題の解決に向かって、進歩的なというのですか、階段が1段と上がっていけるような、効果的な会議にしていってほしいというような願いがあります。

工業界まで入れられたということは非常にその点は画期的でしょうけれど、参加対象をもうほかに広げていくというような、新たな意見を求めるのならば、もっとほかにもありますね。例えば、災害が発生したときに学校でどのように取り組めと、子どもたちに対する迅速性とか、平素の心構えとかですね、そういう意味では広く子どもたちの周囲にはいろんな課題が、問題点があると思うので、そういう意味で広げていくというのですか、もう少し枠を広げた方がいいのではないかという思いが1つと。

先ほど教育長がおっしゃられたように、もう少し継続的に、前回はここまでで、次はここまでといったような、そういう一つ一つ階段を上っていくような、そういう発展性のある会議にしていだけるかという、そういう期待感もあります。教育力の低下とか、最近よくささやかれている中での発足ですので、地域の教育力を高めていくという意味で、

画期的であると思うのですが、その効果というものを生み出していくために、さらなる飛躍をするため、もう少し枠組みというものを考え直していてもいいのと違うだろうか。あるいは、回数をどの程度考えておられるのかわかりませんが、その辺を次の課題として残されておと思うのですけれど、その点お答えいただきたいと思います。

○富岡教育長 ありがとうございます。

よりよくしていくために、行政も入っていただくということで、市町村会の代表として、こちらから指名せず、出て行ってあげようということで、御所市と田原本町の市長、町長さんにも参加していただいています。地域を見ると行政もある、産業界もある、学校もある、PTAも当然ある、そういう可能性のあるところを一応考えて、全部入ってもらおうということでやったのです。

委員おっしゃるように、何とか工夫して、先ほど少し申し上げましたけれど、回数は、物すごくお忙しい方ばかり14人ですから、集まっただくのが大変なのですけれども、例えば個別にアンケートをつくって答えてもらって、それを集約して次の会に持ち込むとか、そういういろんな工夫をご提言いただきましたので、考えていきたいと思います。

○宮本委員 何点か質問させていただきたいと思います。

1つは、野外活動センターの整備について、青少年・生涯学習課になろうかと思いますが、この間、老朽化が進んでいた県立野外活動センターについて、あり方が見直されるということで議論がされました。存続の運動も大きく広がったのはご承知のとおりだと思います。その結果、テントサイトなどリニューアルをするということで、本館については設置をされずに管理棟という形で再整備されることになりました。その後の整備に向けた進捗はどうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

2点目が、林間学校など自然の中での集団宿泊活動についてです。学習指導要領では、自然の中での集団宿泊活動というものが位置づけられていると思いますが、本県での林間学校や、あるいは自然の中でのということだと思いますと、森林環境教育の取り組みは、こういった学習指導要領の位置づけにふさわしいものになっていると認識しているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから3点目は、先ほど来話題になっていました教育力サミットの問題です。私も意見を持っておりまして、昨年来ずっと意見を主張してきましたが、教育の施策を定める際に、最もよりどころにしなければならないのは子どもの実態や内発的な成長、発達の要求でありますし、そのことを最もよくつかんでいるのは現場の先生方であったり、日ごろの

保護者の子育ての中の悩みだったりすると。そういったものに温かく心を寄せて教育施策を考えていくということが何より大事だという観点から、行政の長の方ですとか、産業界のトップの方とか、もちろん知事などが集まって行う教育サミットで出される意見や感想めいたもので教育施策が左右されることは果たして許されるのかという思いを強く持っております。例えば、学力テストの結果、意欲は弱いですよとか、体力テストを行ってちょっと体力が弱いですよということで、ではこうしよう、ああしようという施策で、一番振り回されるのは現場の先生であったり、あるいは子どもたちではないかと思ひまして、そういう点で、そういったものを議論した感想を出し合うのは大事だと思いますが、それを教育施策に反映させるということになると大きく抵抗を感じます。

私はそういうことよりももっと保護者が日ごろ子育ての中で大きな悩みを持っていると。例えば仕事と子育ての両立が難しいというような長時間過密労働の実態があったり、あるいは身近なところで子育ての支援をしてくれる人がいないという要求があるということですよとか、子どもたちの様子をよく見ていますと、放課後思いきり体を動かす場所がないと、あるいはそういう友達がない、皆塾通いやらなんやらで大変忙しくって、びっくりしましたのが小学生が手帳を持っています、スケジュール管理しているわけです。何曜日は何々ちゃんと何々ちゃんがだめで、何曜日は何々ちゃんととって、その子の家は遊びに行くときに送ってもらわなければだめなのか、歩いて行っていいのか、相手の家に親がいるのかいないのか、おじいちゃんがいるのかいないのか、こういうことも子どもたちがいろいろは配慮してやっていると。あの子はテレビゲームがだめな家の子だからとかあるわけで、そういう実態をよくつかんでいるのが現場の先生だろうと思いますし、むしろそういうところに軸足を置いた教育施策の議論が必要だと思いますので、この点どう考えるのか、お聞きしておきたいと思います。

最後、これは景観・環境局になるのかと思いますが、陳情第8号が出ています。これは福島第一原子力発電所の放射能の恐怖というのは、きのうの新聞にも載っておりましたが、事故直後にどれだけの外部被ばくがあったのかという数値がようやく発表されたと。それによりますと、集団による強制避難区域の指定がおくれた飯舘村では7ミリシーベルトを超えたと。これは民間人の被ばく限度量は1ミリシーベルトとされています。原子力発電所の従事者ですと20ミリシーベルトとあるのですが、それを超えた人がたくさんいるということでいいますと、多くの方がなるべく放射線量の影響の少ないところに避難したいと思うのはもっともなことであります。

そういう点で言いますと、今度奈良県でも放射線量の測定器を購入されたと思いますが、この放射線量の測定器をフルに使って、あらゆる人々の活動する地域の放射線量はどのくらいなのかと、あるいは食品についてはこうだということを、よく調べて公表することが必要だと思います。私も何度か福島県に震災ボランティアに行って瓦れきの片づけなどもしましたが、最も感謝をされたのは放射線量の測定サービスです。今からここで測定しますよということでピラを配って宣伝カーを回すと、皆さん次々出てきて、あそこも調べてくれ、ここも調べてくれ、この花壇は大丈夫かと、こうなるわけです。持っていたのはそんなに精度のいいものではありませんが、それでもはかってみると奈良県の大体5倍から10倍の放射線量ですし、大丈夫なのかということで皆さんが心配をしておられます。そういう点で県内の放射線量測定器の配置状況と、それを団体に貸し出したり、あるいは市町村に貸し出したりとかして、住民の不安にこたえるという準備はできているのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

**○古市青少年・生涯学習課長** 青少年・生涯学習課でございますが、野外活動センターの整備についてでございます。

あり方検討委員会の意見を踏まえまして方針を定めております。それはロッジ、テントサイトを中心として、より自然に即した自炊や宿泊といった日常では得がたい野外活動を行う施設とする基本方針ということでございます。

平成23年度から整備を進めています。具体的な工事の内容は、一つは温水シャワーやトイレを備えた、車いす利用にも対応した管理棟を新築すること。そしてそれに付随する受水槽や浄化槽の整備を行います。そしてもう一つ大きな柱は、老朽化したロッジの改修であったりテントの張りかえ、補修でございます。

この進捗でございますけれども、新管理棟につきましては、現在、地質調査を終えて設計業務に取りかかっているところでございます。そして、2つ目のロッジ、テントサイトの改修につきましては、常設テント等の張りかえ等、軽微なものは既に終えておりまして、老朽化したロッジの屋根とか外壁、内装の改修工事につきましては、11月までの利用繁忙期を避けまして12月から実施をしているところでございます。

ただ、このロッジ、テントサイトの改修につきましては、予定どおり年度内に完了する予定でございますけれども、新管理棟の整備につきましては、工事設計に先立って行いました地質調査で地盤が軟弱であったというようなこともありまして、地盤の詳細分析であったり、工法検討で少しおくれが生じております。それで、本年度内での工事完了はでき



ないというような状況になってございます。こういう状況になりまして、平成23年度の単年度の工事を予定しておったわけでございますけれども、それは難しくなりましたので、議会にご報告してご承認いただくことが前提になるのですが、利用者の安全性とか利便性を考慮すると、利用の繁忙期は避けて、秋以降に集中的に工事をしたいと。それで平成24年度中には完成したいという考えでございます。

**○松尾学校教育課長** 私からは、自然の中での集団宿泊活動につきましてお答えを申し上げます。

多くの公立学校で泊を伴う野外活動を実施していただいております。例えば小学校で申しますと、平成22年度でございますけれども、公立小学校208校の中で204校が泊を伴う野外活動を実施しています。ただ、その中にはいわゆる海洋、海の方での活動ということもございますので、すべてが山の中ということではないのですが、活動場所等を見ますと、野外活動センターであったり、奈良市の野外活動センターであったりといたしますので、山の中の自然での活動が多くなっているところでございます。

2点目の森林環境教育の体験学習推進事業でございますけれども、これは森林環境を守り育てて森林を大切にする気持ちを持って、森林保全に主体的に行動できる人材を育成するということが目的でございますけれども、例えば野外活動センター等の施設におきまして、間伐見学や丸太切り、たたき染め等の自然体験活動を行っておりますので、自然体験の一つととらえております。

以上でございます。

**○富岡教育長** 地域教育力サミットのことでありますけれども、先ほども申し上げましたように、そこは議論の場であって、決定の場ではありません。我々には教育委員会という決定機関がありますので、そこにいろんな内容をおかけしなければなりません。そういう意味で誤解はないのかなと思います。

それから、今、問題になっておりますような、まさに今日的な課題として、教育の目標を決めるというような、そんな場ではありません。議論の中から、我々の施策の参考にしていくという位置づけをしておりますから、冒頭申し上げたとおりです。それと、現場の意見ということでございますが、校長会の会長に入ってもらい、校長会の会長は現場の校長でございます。それから、ほかに現場の先生方から具体的に聞く機会というのは、教育委員会はそれぞれの先生方の研究会とかに指導主事とか行っております。管理主事もまた、人事、サービス面のことで走っています。だから、それらは集約して我々のところへは情報と

して入ってきております。あえて、もっと言えば、組合交渉の中でもその実態について、教育の今の実態についての訴えを私自身直接聞いております。そんな状況ですので、さらに広げていろんなご意見をいただいて、それを施策の参考にしていきたい。何といたしましても、我々は子どもの状況に対して責任がありますから、成績はちょっといいのだけれど勉強は余り好きではないとか、規範意識、ルールを守らない子どもが奈良県の子なのか、そういう誤解が定着してしまいますと、そういう誤解を受けるおそれがあります。できるだけ早くそういうことを払拭したい。それでいろんな方からご意見をいただいて、それを参考に我々は施策へ反映していきたいということでございますので、委員のご心配な部分は私はクリアしていると考えております。

○有埜環境政策課長 質問いただきました放射線の測定の件でございますが、今、現在の整備状況の資料を持っておりませんので、また報告させていただきます。

それと、必要に応じてといいますか、貸し出しできるのかというご質問でございます。我々の方で今そろえております部分につきましては、文部科学省の委託事業の中でそろえておるものでございまして、前回もお答えしたところでございますが、できるだけ有効にも使いたいという思いも持っております。そういう中で国とも調整をしながらということで、今、補正予算で購入しましたらその辺で調整をしていきたいということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮本委員 野外活動センターの整備に絡んで1点お聞きしておきたいのですが、学習指導要領の中で、特別活動編の学校行事の実施上の留意点というところを見ますと、集団宿泊活動については、これは別に林間というだけではございませんが、一定期間程度行うことが望ましいとされてまして、その期間についても1週間程度となっております。その点で先ほどお答えいただいた森林環境教育の取り組みが、本県は非常に高い評価を受けていると思ひますし、私自身も何度か勉強させていただく中で、これは非常にすぐれているという実感を持っておりますし、また子どもたちに聞いてもよかったという声が多いと思ひます。そういう点ではこの一定期間の期間の林間学校に耐え得るような整備が必要だと思ひます。本県のこの集団宿泊活動については、やはり県立の野外活動センターを大きくPRもして使ってもらうように、その中で森林環境教育も実施をします。それに耐え得るような整備をするということが必要だと思ひますので、その点、整備についてはもう今年度は無理で来年度整備することですし、本館については温水シャワーが8基ということで、十分長期的な宿泊ということでいえば多少厳しいかなという思ひを持っておりますが、学校

教育課できちっと目標も持って、本県がきちっと長期の宿泊に耐え得るような林間学校を進めていくというような決意や目標というのを持たれるのかどうか、この1点だけお聞きしておきたいと思います。

それから、地域教育力サミットについては教育長の思いがよくわかりましたので受けとめておきたいと思います。

それから放射線量の測定については、必要に応じて貸し出せるように相談をしていくということだったのですが、非常に要望は強く、市町村やあらゆる団体からも寄せられていると思いますので、ぜひ積極的に活用していくことを要望しておきたいと思いますので、学校教育課長だけ答弁願います。

○松尾学校教育課長 長期の宿泊ということでございますけれども、小学校の実態を見ますと、やはり1泊が多いというのが現状でございます。長期の宿泊ということは確かに望ましいことだろうと思っておりますけれども、各学校の実情等がございますので、そこは市町村教育委員会または各学校で考えていかないといけないことではないかと思っております。いろんな制限もございますので、県として望ましいとは思いますが、そこは市町村教育委員会の判断ではないかと考えています。

○尾崎委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わりたいと思います。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は委員会報告に反対意見をしないこととなっておりますが、いかがされますか。

(「討論、希望します」と呼ぶ者あり)

では、議第59号中当委員会所管分については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願いますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会は終わります。